

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休日を  
翌日と  
する)

## 目次

- ◆告示 字の区域の新設等  
騒音規制法による規制地域及び規制基準  
特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準  
が適用される区域の指定
- 指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域  
等の指定
- 保安林の予定森林 (二件)
- 解除予定の保安林 (三件)
- 土地改良事業の認可 (十三件)
- 土地区画整理法による換地処分
- 宅地建物取引業法による聴聞
- 技能検定の実施

## 告示

### 鳥取県告示第七百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり字の区域をあらたに画し、変更し及び  
廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年  
法律第十九号)第三百三條第四項後段の規定による米子市米原南土地区画  
整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 三 鴻

新たに画する  
字の名称

同上の区域(昭和四十八年十一月十日現在の地番による。)

米原字次右衛門道東六拾間一三五三の一、一三五四の一  
から一三五四の三まで、一三五五の一、一三五五の二、一  
三五六の一、一三五六の二、一三五七、一三五八の一、一  
三五八の二、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二の  
一から一三六二の三まで、一三六四の一から一三六四の三  
まで、一三六五、一三六六、一三六七の一、一三六七の二、  
一三六八の一、一三六八の二、一三六九(合併、一三七一  
から一三七四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、  
米原字三軒屋道西空地一四六三の一、一四六四の一から一  
四六四の三まで、一四六五から一四六九まで、一四七〇の  
三、一四七二の九、一四七三、一四七四及びこれらと一体  
をなす国有地の一部、米原字三軒屋道東の全域、米原字遊  
仙山下(一四四三)合併、一四四五、一四四六、一四四七の  
一、一四四八、一四四九、一四五〇の一及び一四五二の一、  
米原字寺町谷一四三二の一、一四三二の四、一四三二の五、



廃止する字の名称  米原字三軒屋道東	西福原字米川向 鍋屋道西	米原字南原	西福原字米川向鍋屋道西のうち一一二、一一三、一一四の二、一一四の二、一一五の二、一一五の二、一一六、一一六の二、一一七の二から一一七の三まで、一一八、一一九、一一九の二、一二〇、一二七、一二八、一二九、一二九の二、一三〇、一三二、一三三、一三三の二、一三三の三から一三三の六まで、一三三から一三五まで、一三七(合併、一三八の二から一三八の二〇まで、一四〇、一四〇の二から一四〇の四まで、一四一、一四一の二、一四一の三、一四二の二、一四二の二、一四三から一四五まで、一四六の二、一四六の二、一五二の二、一五二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	米原字南原	一四三六の二、一四四一の二、一四四二の二、一四四二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域  米原字南原のうち一四〇九の二から一四〇九の二〇まで、一四一〇の二から一四一〇の四まで、一四一〇の六から一四一〇の二まで、一四一一、一四一二、一四一三の二、一四一四の二、一四一七の二から一四一七の三まで、一四一八の二及び一四三一の二から一四三一の三まで以外の区域
--------------------------	-----------------	-------	---	-------	---

鳥取県告示第七百七十八号

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域並びに特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次のとおり定めたので、同法第三条第三項及び同法第四条第三項において準用する同法第三条第三項の規定により告示する。

この告示は、昭和四十九年九月十七日から施行し、昭和四十六年六月鳥取県告示第五百五十二号(騒音規制法による規制地域及び規制基準について)は、昭和四十九年九月十六日限り廃止する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
- 鳥取市及び米子市の区域のうち別図に示す地域
- 二 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	朝 夕 夜 間
第一種区域	午前八時から午後七時まで	午前六時から午後八時まで 午後七時から午後十時まで
第二種区域	五十ホン	四十五ホン
第三種区域	六十ホン	五十ホン
第四種区域	六十ホン	五十ホン
別図において緑色で表示した区域	七十ホン	六十ホン
別図において黄色で表示した区域	七十ホン	五十ホン
別図において赤色で表示した区域	七十ホン	五十ホン
別図において青色で表示した区域	七十ホン	六十ホン

(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び関係市役所に備え置く)

て一般の縦覧に供する。) )

鳥取県告示第七百七十九号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号)別表第一号に規定する知事が指定した区域として次の区域を指定したので、告示する。

この告示は、昭和四十九年九月十七日から施行する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 昭和四十九年九月鳥取県告示第七百七十八号(以下「告示第七百七十八号」という。)において第一種区域、第二種区域又は第三種区域とされた区域

二 告示第七百七十八号において第四種区域とされた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

(二) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する保育所

(三) 医療法(昭和二十三年法律二百五号)第一条第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

(四) 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館

(五) 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第十四条第一項第二号に規定する特別養護老人ホーム

鳥取県告示第七百八十号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令(昭和四十六年総理府・厚生省令第三号)本則の備考の1に規定する知事が定めた区域及び同本則の備考の3に規定する知事が定めた時間として次の区域及び時間を定めたので、告示する。

この告示は、昭和四十九年九月十七日から施行する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

第一種区域 昭和四十九年九月鳥取県告示第七百七十八号(以下「告示第七百七十八号」という。)において第一種区域とされた区域

第二種区域 告示第七百七十八号において第二種区域とされた区域

第三種区域 告示第七百七十八号において第三種区域とされた区域

第四種区域 告示第七百七十八号において第四種区域とされた区域

二 時間

昼間 午前八時から午後七時まで

朝 午前六時から午前八時まで

夕 午後七時から午後十時まで

夜間 午後十時から翌日の午前六時まで

鳥取県告示第七百八十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六の一、一二九六の八、一二九六の九、一二九六の二一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採できる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字下木原字葦原谷頭二四五、字葦原谷北平二四六の二、字築北ノ平二四七の一、字滝ノ口平二四九の一、大字木原字築山三一九、大字上地字黒滝八七二の二、八七三の一、八七三の二、八七四、八七五、六〇八の七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採できる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字榎水高原一〇六九の一〇七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡家町大字麻生字志谷々七三七の四、七四五の二九から七四五の三四まで、七四七の二〇、七四七の二二から七四七の二五まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第七百八十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

若美郡国府町大字菅野字坂畑七五の四八、七五の四九、字シヨウフ谷七八の一三、字池ノ谷頭七九の一、七九の二、字池ノ谷八〇の一から八〇の三まで、八〇次一、八〇次二、字ヲログダワ八一の二八、八一の九三、八一の九五、八一の一〇〇、八一の一〇一、八一の一〇二、八一の一一一、八一の一一二、八一の一一三、八一の一一四、八一の一一五、八一の一二一、大字上地字奥ノ池谷八二五の二、字奥池ノ谷八二五の三、八二六の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良（神福地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十七号

日南町から申請のあつた町営土地改良(福万来地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十八号

日南町から申請のあつた町営土地改良(豊栄地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良(河上地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十号

日南町から申請のあつた町営土地改良(中石見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十一号

日南町から申請のあつた町営土地改良(上萩山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十二号

日野町から申請のあつた町営土地改良(中田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十三号

日野町から申請のあつた町営土地改良（鎌倉地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十四号

日野町から申請のあつた町営土地改良（下榎地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十五号

日野町から申請のあつた町営土地改良（黒坂地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十六号

日野町から申請のあつた町営土地改良（井ノ原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十七号

日野町から申請のあつた町営土地改良（加勢地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十八号

日野町から申請のあつた町営土地改良（久住地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十九号

米子市米原南土地区画整理事業の施行地区の実地について、昭和四十九年八月二十六日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 三

鳥取県告示第八百号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による競買を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十七日

鳥取県知事 平 林 三

一日時 昭和四十九年九月二十四日 午前一〇時

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県議会第二委員会室

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和49年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和49年9月17日

鳥取県知事 平 林 三

1 実施する検定職種

機械検査、電子機器組立て、時計修理、紳士服製造、配管、建築大工、鉄筋組立て、ガラス施工、機械製図、造園、婦人子供服製造、縫製機械整備、冷凍空調調和機器施工、寝具製作

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和49年11月23日（土）から昭和50年2月23日（日）までの間に

において、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

ウ、実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和49年11月11日（月）に鳥取県技能検定協会

の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

エ 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査、電子機器組立て、時計修理、紳士服製造、配管、ガラス施工、機械製図、寝具製作	昭和50年2月16日(日)
建築大工、鉄筋組立て、造園、婦人子供服製造、縫製機械整備、冷凍空気調和機器施工	昭和50年2月23日(日)

4 実施場所  
別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)  
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市青葉町一丁目111 大佐古組ビル内  
鳥取県技能検定協会(電話 鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和49年9月30日(月)から昭和49年10月14日(月)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。  
なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、

25円切手をはつたもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	4,000円
電 子 機 器 組 立 て	6,000円
時 計 修 理	5,000円
紳 士 服 製 造	5,000円
配 管	3,000円
寝 具 製 作	5,000円
建 築 大 工	4,000円
鉄 筋 組 立 て	4,000円
ガ ラ ス 施 工	6,000円
機 械 製 図	3,000円
婦 人 子 供 服 製 造	5,000円

縫 製 機 械 整 備	4,000円
造 園	6,000円
冷凍空気調和機器施工	5,000円

イ 学科試験の手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受験申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和50年3月25日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和50年4月上旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。